

広域農業基盤整備管理調査
笛吹川沿岸地区農業基盤基礎調査業務

特 別 仕 様 書

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

広域農業基盤整備管理調査 笛吹川沿岸地区農業基盤基礎調査業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、国営笛吹川沿岸地区における受益面積の整理を行い河川協議資料及び事後評価の基礎資料とすることを目的とする。

(場 所)

第1-3条

本業務において対象とする施設の場所は山梨県甲府市他4市1町で別添位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。

- (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-5条

管理技術者は、共通仕様書第7条によるものとし、測量士でなければならない。

(担当技術者)

第1-6条

担当技術者は、共通仕様書第8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-7条

共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-8条

受注者は、共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(貸与資料等)

第2-1条

貸与資料は次のとおりである。

貸与資料	数量
笛吹川農業水利事業河川協議書（平成29年8月9日同意）	1式
笛吹川沿岸地区受益一筆台帳（表計算形式）	1式
笛吹川沿岸地区受益除外（転用）面積資料（表計算形式）	1式

(貸与資料の取扱い)

第2-2条

第2-1条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。
- (4) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。
- (5) 貸与資料により得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報について遵守するものとし、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。
- (6) その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第3章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりとする。

作業項目表

作業項目	数量	備考
1. 資料調査	1式	
2. 受益面積整理	1式	
3. 点検取りまとめ	1式	

(設計作業の留意点)

第3-2条

設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) 報告書作成において、第2-1条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手段階

第2回 中間打合せ(受益面積整理検討段階)(WEB開催)

最終回 成果とりまとめ段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。

また、中間打合せはWebを考えている。

ただし、別紙2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

本業務は電子納品対象業務とする。

- (1) 成果物を共通仕様書第18条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体(CD-RもしくはDVD-R)正/副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R若しくはDVD-R)により別途1部を提出するものとする。

2. 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

静岡県菊川市加茂2280-1

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (6) その他重要な変更が生じた場合。

第7章 業務管理

(業務管理)

第7-1条

情報共有システムの業務について

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	数量
1. 資料調査	貸与資料にある受益一筆台帳、受益除外（転用）面積資料等の内容把握を行い受益面積整理の基礎資料とする。	1 式
2. 受益面積整理	受益面積一筆台帳（平成 23 年 3 月 31 日時点 4,145ha）から平成 23 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの受益除外（転用）面積を除き、令和 4 年 4 月 1 日時点面積を整理する。受益除外面積は約 35ha（約 1,500 筆）を想定している。 なお、受益面積一筆台帳及び受益除外面積資料は発注者から貸与する。（いずれも表計算形式）	1 式
3. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式

別紙2 (第4-1条関連)

【割合】

予定価格算定の基礎となった同表A～Cに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を越える場合にあっては、10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
測量	直接測量費の額	直接調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—